

8月の無料相談

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 (13日はお休み)	13:30~16:30	法律が関係する困りごと (弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課 (☎内線2376)	市に対する要望、苦情、意見など (担当職員)	
司法書士相談	14日(水)	13:30~15:30	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	8月はお休み			
総合労働相談	9日(金)	13:30~16:30 広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど (社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	7日(水)	13:30~15:30 広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること (土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	21日(水)	13:30~15:30 広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと (行政相談委員)	
税務相談	6日・20日・27日(火)	13:00~15:00 税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30 療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00 青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと (相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	9:30~16:00 法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	17日(土) 21日(水)	15:30~16:30 14:00~16:00 男女共同参画センター 研修室3	結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせはこども福祉課(☎内線2281)まで	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)	
精神保健相談	6日(火) 23日(金)	14:40~16:30 14:00~16:00 土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること。 (精神科医師) ※予約制。1日2件まで。 日時が変更になる場合があります。	
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40 男女共同参画センター	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど (専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談	10日(土)	10:00~14:40 (☎827-1107)	家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
		9日・23日(金)	13:00~16:00	

消費生活センターくらしの豆知識

消費生活センター(☎823-3928)

パソコン使用中の偽の警告表示に注意!

《事例》パソコンでインターネットを使用中、突然大きな警告音が鳴り、画面にウイルス感染の表示が出た。驚いて表示された電話番号に連絡すると、「ウイルスに感染している。3年間のサポート契約が必要」と片言の日本語で言われ、約5万円をカード決済した。遠隔操作で作業をされたが、不審な気がしたので解約したいとメールで連絡したが、返信がない。

トラブルにならないためには

- 警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトやサポートなどの契約をしたりしないようにしましょう。
- 事例のような警告画面は偽の表示である可能性が高いと考えられます。表示された警告画面が偽の表示と考えられる場合は画面を閉じましょう。
- 警告画面が偽かどうかの判断がつかない、「セキュリティソフトなどを契約しインストールしてしまった」、「警告画面が消えない」などの対処方法については、情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしたり、情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したりしましょう。

契約してしまったら...

- 解約しようとしても、手続きがスムーズにすすまないケースも見られます。事業者からの返信メールが英文で日本語が通じない場合は国民生活センターの越境消費者センター(CCC)のホームページを参考にしてください。
- クレジットカードで支払った場合は、カード会社にも連絡しておきましょう。

トピックス

「民事訴訟最終通告書」などという架空請求ハガキに関する相談が後を絶ちません。ハガキに書いてある電話番号には絶対連絡しないでください!